



# 第5章

## 将来像の実現に向けた 都市マネジメントの方針

- 1 都心の力を創造的に活かす協働のまちづくり
- 2 地域まちづくりの推進
- 3 まちづくりの継続的な改善・進化
- 4 まちづくりの具体化と更なる進化に向けて

# 1 都心の力を創造的に活かす 協働のまちづくり

## “都心の多様な力”を結集し、大きな成果につなげるマネジメント

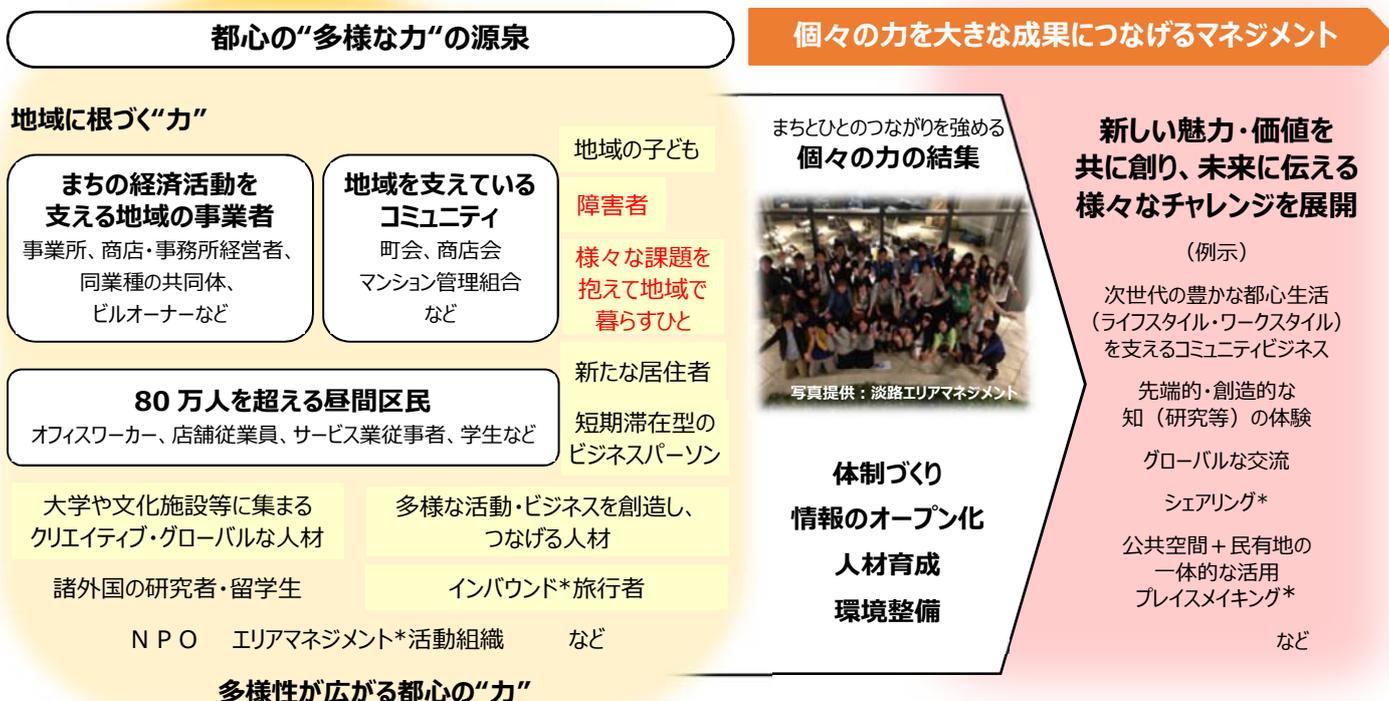
このマスタープランで描いた将来像は、千代田区で生活・滞在し、活動するたくさんの、そして多様なひと、事業者、組織・団体などが、それぞれの力を活かして創意工夫を重ね、つながりを強めて、具体的なまちづくりを展開して実現していくものです。

千代田区には、多くのひと、モノ、空間、情報が集まり、都心の様々な魅力・価値、活動と相互に作用し合っ、各所で交流と創造の活動が展開されています。

これからのまちづくりでは、多様な主体が様々なきっかけ・スタイルでまちとひとのつながりを強めて個々の力を結集していくことが重要です。行政・地域・事業者・個人が相互に連携を強め、都心の新しい魅力・価値を共に創り、未来に伝えていこうような大きな成果につなげるマネジメントを重視して、その体制づくりや情報のオープン化、人材育成、環境整備を進めていきます。

このような都心の多様性を活かしたまちづくりは、既存の地域コミュニティはもとより、区民、企業、行政などの多様なまちづくりの主体との合意形成を図って進めていきます。また、千代田区のまちづくりは周辺区や東京都、そして国にも大きな影響を及ぼすことから、適切に関係行政機関との調整を行います。

▼個々の力の結集と共創につなげるマネジメントのイメージ



## 2 地域まちづくりの推進

区が決定する都市計画や区内のまちづくり施策は、このマスタープランに基づいて、住民や町会・商店会などが主体となった協議会等と連携し、地域合意に基づき進めていくことが基本となります。加えて、これからのまちづくりには、地域で滞在・活動する様々なひとと加わって、仲間を見つけ、相互に力を活かしあって課題を解決したり、まちの魅力向上につながる新しい事業を立ち上げて発展させたりしていけるような活動が広がっていくことが不可欠です。

そのため、新たなまちづくりの主体として期待される多くのクリエイティブなひと、グループが、地域の個性やまちの文脈を尊重しながら創造的活動を広げていけるよう、マネジメントの手法の確立に向けた検討やプラットフォーム\*づくりを進めていきます。

### (1) 基本となる地域のまちづくり

まちづくりの機運を醸成しながら、地域の特性と課題、まちの動向、社会経済環境の変化を的確に捉え、このマスタープランに基づいてまちづくりの目標・方針を具体化し共有する体制を構築します。また、まちづくりの構想の検討や策定、建築・開発等のルールづくりなどに積極的に取り組んでいきます。

### (2) まちとまちづくりのマネジメント手法の確立

まちは「つくる」だけでなく、都心千代田の緑や水辺、歴史的遺構、まちの文脈や味わいなどの価値、高度な都市基盤等を活かして、活発な開発等で生まれる様々な空間や機能・施設などをスマートに使いこなしていくことが重要です。

千代田区のまちに関わるひとや大学等の多様性と知恵、民間企業のノウハウや資金、行政による法制度運用などの力を集約して、このような創意あふれるまちを「使いこなす」活動にチャレンジできるように、まちとまちづくりのマネジメントの手法の具体化を進めていきます。

一方で、こうしたエリアマネジメント\*活動にあっては、資金面や公共財産の活用などにおいて透明性が求められます。また、町会等既存の組織との連携や事業展開など、地域や界限\*の個性が多様な千代田区においては、地域特性に応じた取組みが必要となります。

そこで、開発事業が契機となっているエリアマネジメント\*はもとより、地域の様々な主体が力をあわせて既成市街地におけるエリアマネジメント\*に取り組む手法などについても研究し、「(仮称)千代田区におけるエリアマネジメント推進ガイドライン」の策定に向けて検討していきます。

### (3) 地域まちづくりのプラットフォームの構築

都心生活の質（QOL\*）を豊かにする活動を育てていくため、まちに関わる幅広い人材を発掘・育成し、地域まちづくりの仲間づくりや活動のスタートアップ\*から、事業などの試行、本格展開、継続的な活動・事業へと進む、ステップアップを支えていけるプラットフォーム\*づくりを進めています。

プラットフォーム\*の構築にあたっては、これまでに千代田区内で活動してきたまちづくり協議会やエリアマネジメント\*団体、都市再生推進法人などの実績や経験、知見も活かしていきます。多様な主体が連携し、それぞれの力を発揮して、まちのポテンシャル\*を活かした魅力・価値の創造を持続的に進め、収益と還元のバランスがとれた継続的な活動へ発展するようなサポート体制を確立していきます。

▼都心の多様で、創造的な力を活かした活動のステップアップ（イメージ）



### 3 まちづくりの継続的な改善・進化

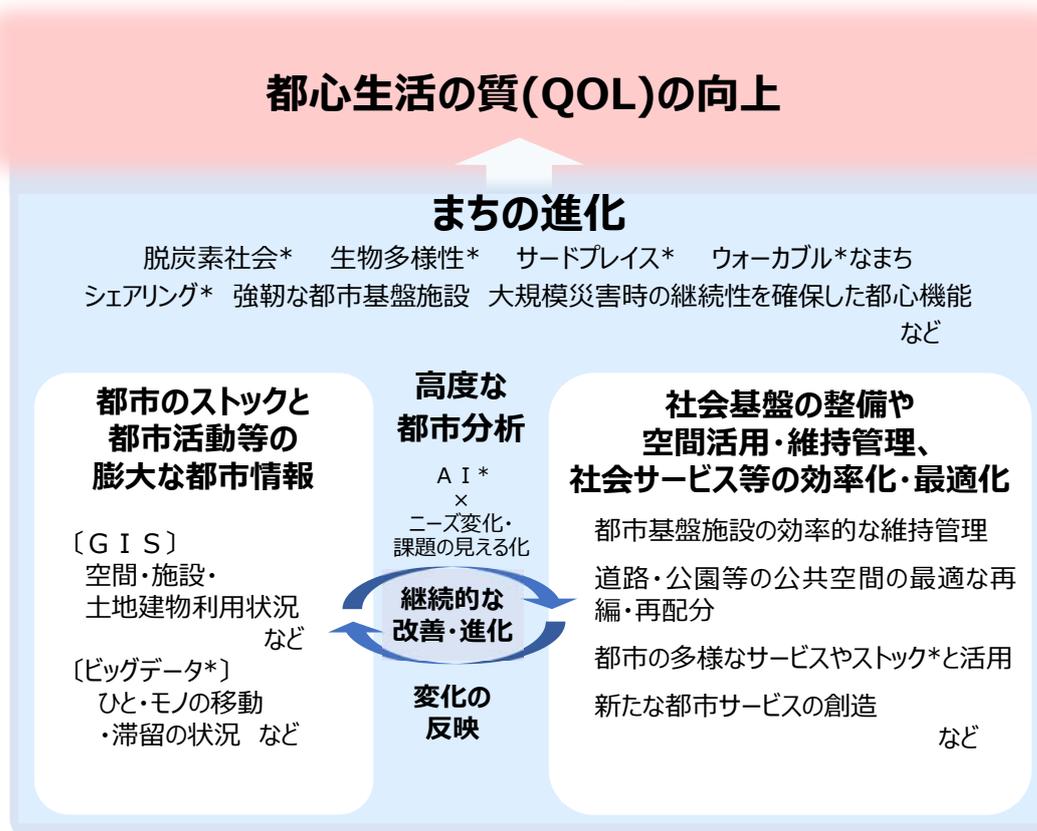
都心の膨大なデータと「千代田都市づくり白書\*」としてまとめる都市計画基礎調査\*と連動した情報の整理・分析により、都市計画マスタープランに基づくまちづくりの成果とそれらを踏まえた課題を定期的に把握していきます。これらを各種施策・事業の実施と連動させて、まちや社会の変化に的確に対応して、目標や方針などを柔軟に見直していきます。

#### (1) 都心の膨大なデータを活用する 次世代の都市マネジメント

GIS（地理情報システム）や3D都市モデル\*、次世代のICT\*環境によるデータ蓄積を共通基盤とし、まちづくりを契機とする地域の情報とリアルタイムなひと・モノの移動や滞留状況などのビッグデータ\*を活用できるようにしていきます。AI\*等の革新的技術によって都心の様々な活動に関する膨大な情報を読み解く高度な都市分析を行うことで、社会のニーズの変化や課題などの見える化を進めていきます。

また、高度な分析と可視化された変化・課題等に基づく適切な意思決定を通じて、社会基盤\*の整備や空間活用・維持管理、社会サービスの効率化・最適化などの具体策を講じて、まちの進化、ひいては都心生活の質（QOL\*）の向上につなげていけるよう、次世代の都市マネジメント\*の体制をつくります。

▼膨大な都市データの分析とまちの進化、都心生活の質（QOL\*）向上のイメージ



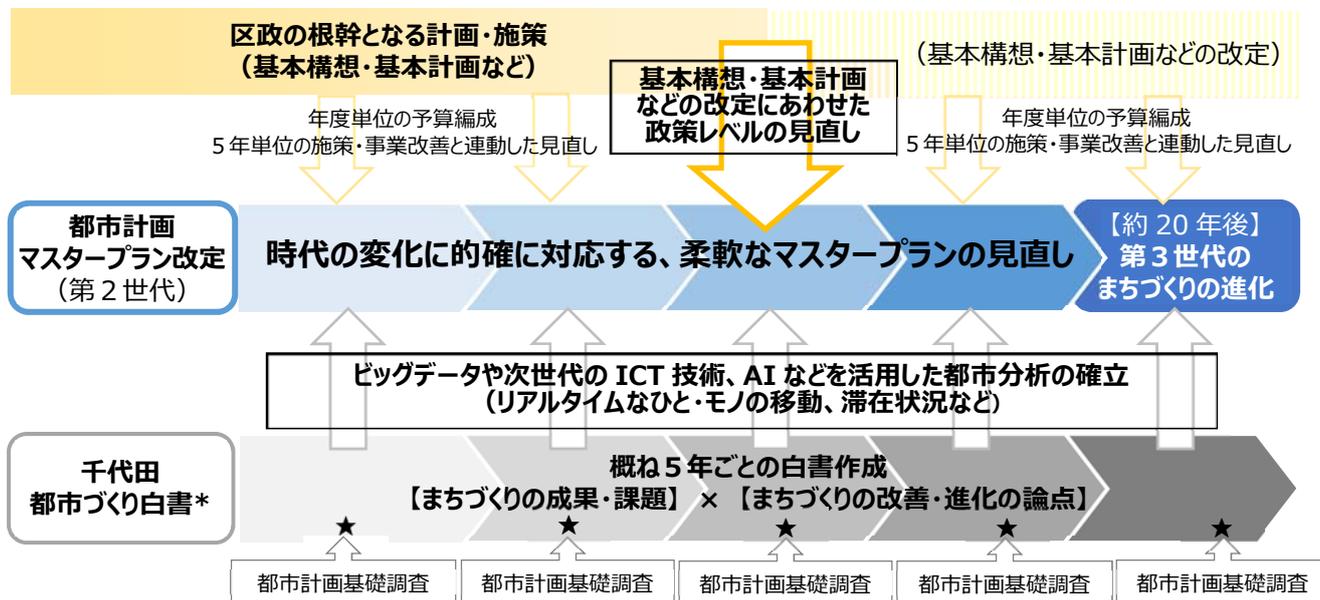
## (2) まちづくりの基本調査の成果 「千代田都市づくり白書」

5年ごとの都市計画基礎調査\*にあわせて、統計情報、地図情報、ひとの流動、資源などの多様な情報により、都市や地域の状況や変化などを調査します。その時点のまちづくりの成果・課題と改善・進化に向けた論点を整理し、都市づくり白書\*としてまとめ、オープンデータ化\*します。これにより、多様な主体がまちづくりについて議論できる都市づくり情報のプラットフォーム\*を構築します。

## (3) 都市計画マスタープランの改定

「都市計画マスタープラン」は上位計画となる区の基本構想・基本計画や東京都が定める都市計画区域マスタープランと連動させながら、都市づくりの取組みを改善し、進化させるために柔軟に見直します。例えば、年度単位の予算編成や千代田都市づくり白書\*と連携した5年単位の施策・事業改善、10～20年単位の計画改定などです。また、ビッグデータ\*などを活用したリアルタイムな都市分析の確立により、課題の変化にいち早く対応できる機動的で柔軟な見直しを行います。

▼時代の変化に的確に対応する都市計画マスタープランの柔軟な見直しのイメージ



## 4 まちづくりの具体化と 更なる進化に向けて

都市計画マスタープランで描く将来像を実現・具現化するため、多様な主体と連携・協働してまちづくりを進めます。一方で、都市を取り巻く社会・経済環境の変化や都市で生活し活動する人々のニーズに柔軟かつ的確に対応するため、常にまちづくりを進化させていきます。

### (1) 多様な価値観の中でのQOLの評価手法の検討

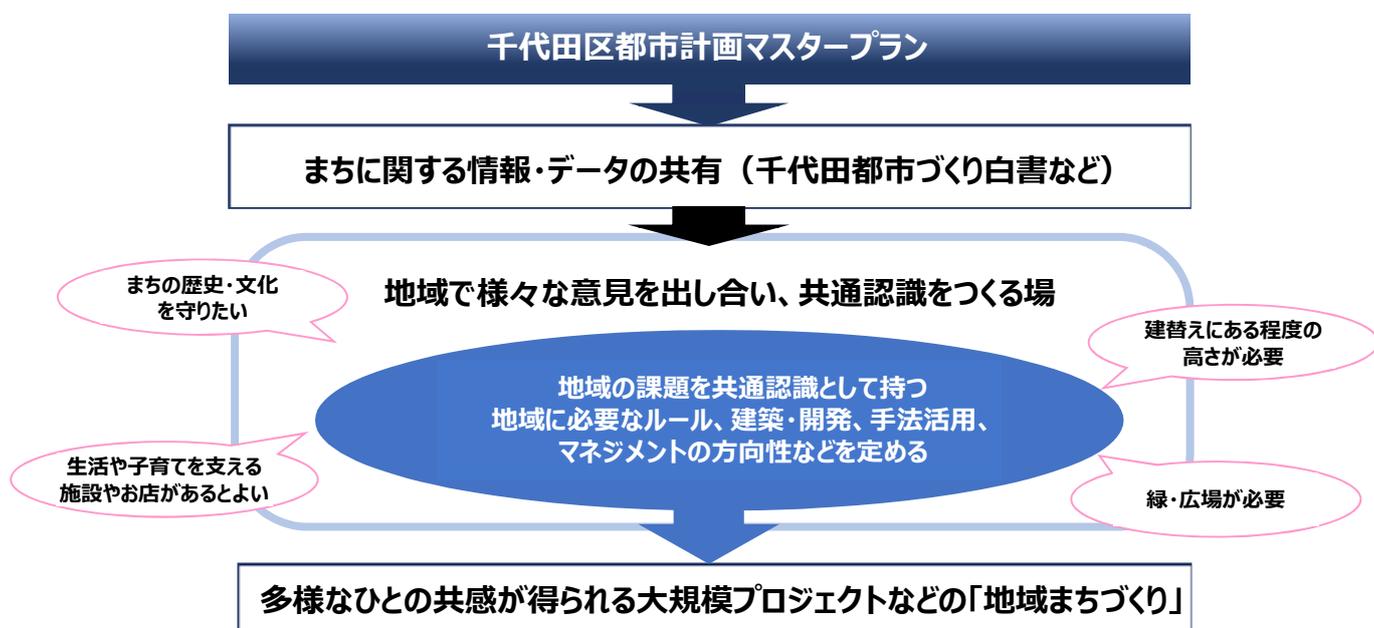
地域の個性、生活するひとの多様性とその価値観によって、暮らしやすさや働きやすさ、愛着、利便性など、まちへの評価の観点は様々です。そうした中で、地域で共感できる目標として、どのような観点を重視して都心生活の質（QOL\*）を高めていくのかを明確にして、まちづくりを進めていくことが必要です。そのため千代田区全体や7つの地域の将来像と分かりやすく関連付け、客観的な指標に基づいてまちの都心生活の質（QOL\*）を評価する手法について検討していきます。

## (2) 「都市・まち・エリアのトータルなデザイン」に基づく大規模プロジェクトなどの「地域まちづくり」検討の仕組みづくり

都市計画マスタープランで定めた将来像を実現するために、市街地再開発などの個別プロジェクトや地区計画の見直しなどについては、様々な考え意見があるため「地域にとって何が課題なのか」「地域にとって必要な機能はなにか」などを共通認識としていく必要があります。

そのためには、マスタープランが描く将来像や都市を取り巻く様々な情報やデータなどを共有し、多様な意見を交換し、地域としての共通認識を築くための場のあり方、体制について検討をしていく必要があります。

この共通認識に基づき、必要なルール、開発・機能更新のあり方、まちづくりの手法の方向性を定め、多様な人々の共感を得てまちづくりを進めるようにしていきます。







## 用語・制度等解説

---

用語解説：214～224 ページ

制度等解説：225～228 ページ

## あ行

### ●アイデンティティ (Identity)

独自性、個性、集団・組織・民族などへの帰属意識。

### ●アクセス/アクセシビリティ

目的地まで移動する経路、手段、または移動の利便性。

### ●アフターコンベンション (After Convention)

世界から参加者が集まるコンベンション（国際機関・団体、学会等が行う国際会議）開催後の様々な活動。イベントや懇親会、文化交流、観光など、会場周辺のまちでの活動を幅広く想定している。

### ●アメニティ (Amenity)

快適性、快適な環境、居心地の良さ。

### ●イノベーション (Innovation)

各主体が相互に交流・連携する中で生まれた新しい知識や考え方、仕組みを用いて新しい価値や魅力、サービス生み出す未来志向の言葉として使用される。

### ●インバウンド観光客/インバウンド (Inbound)

外国人観光客、外国人旅行客誘致。

### ●インフラ (Infrastructure) / 社会基盤

インフラストラクチャーの略。国家・社会の存続・発展の根幹をなす施設。道路、学校、発電所、交通機関、通信施設などを指す。

### ●ウォークブル (Walkable)

居心地の良い、ひと中心の空間をつくり、まちに出かけたい、歩きたいまちのようす。

令和元年 6 月に国が「居心地がよく歩きたいまちを形成する提言をまとめた。この提言では、「多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上、内外の多様な人材、関係人口をひきつける好循環を確立していくべき」とされている。

### ●エコロジカル・ネットワーク (生態回廊)

生物の移動や分散、生息・生育地の拡大を図るため、優れた自然条件で多くの生物が生息する場所を主たる拠点と位置づけ、そこからの移動経路を確保し、生物が行き来できる連続性・一体性を確保する考え方。

### ●エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となってまちづくりや地域の活性化のために事業を行い、収益を還元する取り組み。

### ●オープンスペース

ビルやマンションなどの敷地内において建築物が建てられていない空間や、広場や公園、街路、河川などの公共の空き地。

### ●オープンデータ

誰もがインターネット等を通じて容易に取得し、許可されたルールの範囲内で無償で利用（加工、編集、再配布等）できるよう、機会判読に適した形式で公開されたデータ。

## か行

### ●街区再編

街区とは、市街地を構成する単位で、道路などによって区分されるまとまった区域のこと。街区再編とは、ゆとりのある空間を確保しつつ、土地の高度利用が図れるよう、きょうがい狭隘な道路で細分化された敷地の利用や建物の共同化、再開発等を進めること。

### ●界限/界限性

そのあたり一帯、近くのこと。同様の特性をもつまちのまとまりの意味で用いている。界限性とは、商業の賑わい、生業の活気、文化、生活感、街並みなどから感じる、一帯のまちで共通する個性や雰囲気。

### ●風の道

ヒートアイランド対策として都市空間に都市環境の改善に資する風の流れを導く考え方。都市において風の道

となる空間は、連続したオープンスペース（開放的な空間）や河川、緑地、街路、建物の隙間空間の連なりなどがある。

### ●看板建築

壁面を銅板やモルタル、タイル、スレートなどの耐火性のある素材で覆った木造 2～3 階建の店舗兼住宅の建物。関東大震災後の復興期に多く現れた。下町の味わいある街並みを形成する重要な要素となっているが、近年、建替えや再開発等によって、徐々に姿を消している。

### ●業務継続地区／BCD（Business Continuity District）

業務継続地区。都市機能が集まり、エネルギーが密集し、消費される拠点地区において、エネルギーの自立化・多重化に資する面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される。

### ●緊急輸送道路／特定緊急輸送道路

地震直後に発生する緊急輸送を円滑に行うための道路。高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路とされており、阪神淡路大震災での教訓をふまえて設定された。

### ●クールアイランド

冷涼な空気のかたまりを生み出すまとまった規模の緑地や水辺の空間。

### ●クールスポット

まちのなかで、夏の暑さを忘れられる涼しい場所や空間。公園や水辺などの公共空間のほか、民間の建物や周囲の空地などにおいても、冷房やミストシャワー、木陰などで、涼しく過ごせるよう工夫された場所が増えている。

### ●グランドレベル（Ground Level）／アイレベル

地上を歩くひとの目線の高さ。まちづくりにおいては、建物の低層部分（1 階、2 階や地下等）や建物周囲の空地、歩道などを一体的な空間として、ひと中心の歩きやすい空間づくりを進める際に用いられる。

### ●グリーンインフラ

米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用し、社会における様々な課題解決に活用するという考え方。導入目的や対象は国際的に統一されておらず、非常に幅広い。これまで日本においては一般的に公園や緑地、河川等を対象空間都市、それらが持つ環境保全や防災、地域振興上の機能に着目したインフラの保全整備を指していたが、広く環境保全に関わる行為や対象を指すとの解釈もある。

### ●景観協定

景観計画区域内において、一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれる良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組み。（景観法第 81 条）

### ●景観地区

市街地の良好な景観を形成するため、区が定める地域地区。景観地区は良好な景観形成を図るため、都市計画として定め、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積について制限できる制度。現在、千代田区内に景観地区の指定はない。（景観法第 61 条、都市計画法第 8 条、建築基準法第 88 条）

### ●建築制限

建築基準法などの法令で定められた禁止・制限事項。

### ●公共空間評価／空間評価

都市の（公共）空間のクオリティの評価。居心地の良い、賑わい活気のある都市空間や歩行者空間の創出に関する研究者・コンサルタントとして第一人者であるヤン・ゲール氏（デンマーク）による 12 の質的基準に基づき、人々の滞留や多様な行動が起こりやすい場所かどうかなどを評価することが各地で行われている。

### ●交通モード

鉄道・海運・自動車・航空等の交通手段。

### ●交通環境予測評価制度

大規模開発を始める前に、その事業によって発生する交通が環境に与える影響について事前に調査、予測評

価するとともに、その結果を公表し、地域住民の意見を聞く制度。平成 11（1999）年に国交省が「大規模開発地区関連交通計画検討マニュアル」を策定し、平成 26（2014）年に 5 回目の改訂を行った。

### ●甲武鉄道

明治に存在した鉄道業者。明治 27 年に飯田町を始発として八王子まで開通した。1906（明治 39）年 10 月 1 日、鉄道国有法により国有化され、JR 中央本線の一部となる。

### ●国連サミット

国際連合サミットの略。主に主要国家で開催される主要国首脳会議として用いられるが、外務省では首脳会議の他に開催される外相会合や財務相会合を含めた全体を「サミット」としている。

### ●コジェネレーションシステム （Cogeneration System）

電気と熱を同時に供給する仕組み。発電装置を使って電気を作り、発電時に排出される熱を回収して給湯や暖房などに利用することができるため、エネルギーを効率的に利用できる。省エネ、二酸化炭素の削減にもつながる。

### ●国家戦略特区制度／国家戦略総合特区

内閣府が成長戦略の実現のために創設した制度。「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を目的としており、地域・分野を限定することで、規制・制度の緩和や税制面の優遇を行うことができる。区内では、都市計画に係るものが 4 例、エリアマネジメントに係るものが 1 例ある。

### ●コワーキングスペース（Coworking Space）／ コワーキング

利用者間の連携・交流を促し、コミュニケーションを通じて情報や知恵を共有し、状況に応じて協働しながら価値を創出していく働き方が行えるスペース。シェアオフィスは作業の場所を意味する場合が多いが、コワーキングスペースは利用者同士が交流を図りビジネスの機会を生み出す可能性を持っている。

### ●サードプレイス

自宅、職場や学校以外の第三の居場所となる空間。都市住民に必要な不可欠な場であり、誰でも気軽に通え、精神的にも開放された空間。

### ●サステナブル・リカバリー

強靱で持続可能な社会の構築に向けて、都心の持つ集積のメリットを活かしつつも、「密閉、密集、密接」の三密を回避し、感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図るとともに、新しい日常にも対応するという考え方。

### ●サブカルチャー（Subculture）

マイナーな趣味・嗜好が形づく文化。「サブ」は社会の多数派の文化・価値観から逸脱したという意味。一般的には、アニメ・マンガ・ゲームなどを指すことが多く、インターネット上の世界や電気街で扱われるコンテンツ・商品といったデジタル・メディアに関連するものもサブカルチャーに含まれることが多い。

### ●サンクンガーデン

道路など周囲より低い場所に設けられた半地下の広場や庭園。サンクン（sunken）とは英語で「一段低い所にある」という意味。ターミナル駅周辺の交通緩和などを目的に半地下の広場を設けたり、住宅の設計の際に立体的な景観を楽しんだり、地下室に光を採り入れたい時に設けられる。

### ●シームレス

「継ぎ目のない」という意味。まちづくりにおけるシームレス化とは、交通機関間の乗継ぎや交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての段差などを解消することや、出発地から目的地までの移動を円滑で利便性の高いものとするをいう。

### ●シェアリング（Sharing）

共有すること。

### ●シェアリングエコノミー（共有経済）

場所・乗り物・モノ・ひと・お金などの遊休資産をインターネット上のプラットフォームを介して個人間で賃貸や売買、交換することでシェアしていく新しい経済の動き。

## ・シェアオフィス

シェアードオフィス（Shared-Office）の略。自社だけでなく、複数の利用者が席を利用するオフィス。席は固定されておらず、業務内容に合わせて就労場所を選択できる。

## ・シェアハウス

一つの賃貸物件に複数人が共同で生活する共同居住型賃貸住宅。特徴として、リビング、台所、浴室、トイレ、洗面所等を他の入居者と共用し、共用部分の利用方法や清掃・ゴミ出し等に関する生活ルールが設けられていることが多い。

## ・シェア空間

複数人で共有する空間。

## ・カーシェア

カーシェアリングの略。1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する利用形態のこと。省エネにもなり二酸化炭素の排出削減が期待できる。最近では電気自動車での共有も行われており、更なる二酸化炭素の排出削減に向けた取組みも行われている。

## ●市街地再開発事業

都市再開発法に基づいて、既成市街地の計画的な再開発の実現を図る事業。事業地区内の建築物を除却し、新たに土地を高度利用した建築物の建築と道路等の整備を一体的に行う。

## ●事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning）／生活継続計画（LCP：Life Continuity Planning）

自然災害など、予期せぬ事態が発生した際に事業継続を追求する計画。具体的にはバックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認などがあげられる。家庭面で災害時に生活維持をすることを LCP という。

## ●市区改正事業

明治 22（1889）年、近代国家の首都として必要なインフラを整備する目的で計画された日本初の法定都市計画。

## ●シビックプライド

都市に対する市民の誇り。まちづくりに関与し、未来を創造する当事者意識を伴う自負心。

## ●市民緑地認定制度

都市緑地法改正に伴い平成 29 年 6 月に施行された民間の所有地を、所有者等がより高質な空間として整備・管理する制度。認定された緑地は公園と同等の空間として扱われる（都市緑地法第 60 条）。現在、区内で 1 件認定されている。

## ●社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）

Social and Environmental Green Evaluation System の略。企業によって創出された良好な緑地と日ごろの活動、取組みを評価・認定し、企業緑地の「価値の見える化」を行う。

## ●舟運／防災船着場

災害時において河川舟運が有効に機能を果たすための拠点。東京低地河川に設置されている防災船着場の平常時の利用促進を目指した水辺空間活用（舟運）の活性化が推進されている。

## ●自立分散型エネルギー

比較的小規模で、地域内に分散しているエネルギー源。大規模電源・大規模送電による一方向のエネルギー供給と共存しながら、創エネ・畜エネ・省エネや IoT 技術等を活用した電力・熱の供給・調整、面的融通による効率的なエネルギー消費などを行うことで、災害時にも、自立的で安定的にエネルギーを確保することが期待されている。

## ●人生 100 年時代

ひとりの人間の人生が 100 年続くこと前提とする時代、社会。高齢者から若者まで、全てのひとに活躍の場があり、全てのひとが元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっている。

## ●震災復興区画整理事業／帝都復興土地区画整理

関東大震災からの復興のために行った 3,000ha を超える大規模な震災復興区画整理事業。

## ●スーパー・メガリージョン（巨大経済圏）

リニア中央新幹線の開通に伴い、首都圏と中部圏、関西圏の三大都市圏が一体となって形成されるとされる経済圏。対流の活発化や新たな価値の創造により、我が国全体の持続的な成長につなげていくコアとなる。

## ●スタートアップ

活動を始めるという意味。一般的には起業して間もない企業にも用いられる。

## ●ストック／既存ストック／住宅ストック

既存の住宅・中古住宅。少子高齢化が進行して住宅ストック数が世帯数を上回り、空き家が増加する中、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く使う」社会に移行することが重要視されている。

## ●スマート化

ビッグデータや IoT、AI などの先端技術を活用しながら、都市基盤や社会サービス等の計画、整備、管理・運営や全体最適化が行われていくこと。スマート化を通じて、経済発展と都市が抱える諸課題の解決が両立し、持続可能な都市または地区となっていくことが期待されている。

## ●生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながり。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

## ●ゼロエミッション／ゼロエミッション都市

都市活動による廃棄物などの環境負荷をゼロにすることを指すもの。ゼロエミッション都市とは、先進的な技術やエネルギー、資源を有効に活用し、環境負荷を限りなくゼロに近づける都市のことをいう。

## ●総合設計制度

建築基準法第 59 条の 2 に基づき、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限が緩和される制度。

一定割合以上の敷地を有する建築物について、敷地内に歩行者が自由に通行又は利用できる空地を設けるなど、まちの環境改善に役立つと認められる場合に、特定行政庁が許可する。

## た行

## ●ダイバーシティ社会（共生社会）／ダイバーシティ

性別や国籍、年齢、障害の有無などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会。多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容する社会とすることで、そこから生まれる創造性や競争力が社会の力の源泉になると期待されている。

## ●脱炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。日本はパリ協定の目標である「世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求」に向けて、2050 年に二酸化炭素累計排出量の 2013 年度比 80%減を目指している。

## ●地域地区

都市計画法第 8 条で定める地域および地区のこと。利用目的ごとに地域地区が指定されており、用途制限等の建築制限が定められている。

## ●地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。厚生労働省は令和 7 年(2025 年)を目途に、地域包括ケアシステムの構築を推奨している。

## ●地域冷暖房施設

都市計画法第 11 条に定められた供給処理に係る都市施設の一つで地域冷暖房に関するもの。地域冷暖房とは、一定地域の建物が集まる箇所に、プラントで製造した冷水、温水、蒸気等を配管で供給し、冷房、暖房、給湯等を行うシステムのことをいう。

## ●地区計画形態意匠条例

景観法第 76 条 1 項、第 3 項、及び第 5 項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物又は工作物の形態意匠の制限を定める制度。適正な都市機能及び健全な都市環境の確保並びに良好な都市景観の形成を行うことを目的としている。

## ●地区計画緑化率条例制度

区市町村が条例で、地区計画等の区域において、緑化推進の観点から、建築物の新築等の際の緑化に関する制限を定める制度。

## ●中高層階住居専用地区

特別用途地区の一つで、指定階以上を住宅等の用途にするもの。現在、千代田区では、指定階や住宅の割合等により第二種、第四種、第五種が指定されている。

## ●駐車場整備地区／都市再生駐車施設配置計画制度

都市計画で定められる地域地区の一つ。駐車場法に基づく条例により駐車場の附置が義務づけられる。

都市再生駐車場施設配置計画制度は、都市再生特別措置法における駐車場法の特例制度。都市再生緊急整備協議会が定める計画により、都市再生緊急整備地域において、附置駐車施設の位置と規模（台数）を柔軟に定められる。

## ●長寿命化

住宅などの建築物や公共施設、橋梁等の土木構造物などを長期にわたり良好な状態で使用すること。

## ●超高齢社会

65歳以上人口の割合が21%を超えた社会。

## ●眺望／眺望空間／ビューポイント

遠くを見渡すことやその眺め。眺望空間やビューポイントは、眺望の良い場所。

## ●定住人口／夜間人口／人口／常住人口

その地域に住んでいる人の数。夜間人口は、常住地による人口。国勢調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）で把握する。常住地方式では、3か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっている人が対象となる。国政調査は5年ごとに実施されるため、毎年度各月集計される住民基本台帳人口とあわせて、人口動向を把握している。

## ●道路率

一定の区域に対する道路の占める割合。道路率の

算定は、国道、都道、区道を対象とし、自動車専用道路および私道は含んでいない。（道路率＝道路の面積÷行政面積）

## ●特定街区

都市機能の更新や優れた都市空間の形成・保全を目的とした相当規模のプロジェクトについて、一般の建築規則にとらわれず、都市計画の観点から望ましいものへと誘導する制度。特定街区内の建築物については、容積率、建ぺい率、高さ制限などの一般の形態制限を適用せず、その街区に適した建築物の形態等についての制限を個別に都市計画決定する。

## ●特例容積率適用地区

適正な配置及び規模の公共施設を備え、用途地域で指定された容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積率を活用することにより、土地の有効利用を図る地域地区。土地の高度利用を図るべき地区を都市計画として決定したうえで、都市計画に定められた指定容積の合計の範囲内で、複数敷地間で特例的な容積率制限を適用する（容積率の移転）。千代田区では、平成14年6月に大手町・丸の内・有楽町地区を指定し、東京駅丸の内駅舎の保存・復元と、周辺街区への容積移転による機能更新が実現した。

## ●都市計画基礎調査

都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査。5年ごとに都道府県が行う。

## ●都市再生安全確保計画制度

大規模な地震が発生した際に都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を目的とした制度。都市再生緊急整備協議会が計画を作成し、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずることができる。平成24年7月1日に施行。区内では、大手町・丸の内・有楽町地区で、平成27年3月に策定され、令和2年3月に改定された。

## ●都市再生緊急整備地域／特定都市再生緊急整備地域

都市再生特別措置法に基づき、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で指定する地

域。令和2年時点では52地域が指定されている。都内で都市再生緊急整備地域に指定されている地域は千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、豊島区。千代田区内では、大手町・丸の内・有楽町地区周辺を対象とした都心・臨海地域と神田・秋葉原地域が指定されている。

### ●都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化、都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能確保のために定められた法律。

### ●都市再生特別地区

都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内において、様々な提案事項を評価し、既存の用途地域等に基づく用途・容積率等の規制を適用除外することで、自由度の高い計画を定めることができる地区。

### ●都市施設

都市の諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを作る施設で、都市計画に定めることができるもの。都市計画法第11条第1項において、道路・鉄道・駐車場などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上水道・下水道・ごみ焼却場などの供給・処理施設など11種類が規定されている。

### ●都市計画道路

都市交通の最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する。

### ●都市・まち・エリア

千代田区都市計画マスタープランにおいて考えるまちづくりの範囲。「都市」は、千代田区全体で、行政区域の範囲を考える際に用いている。「まち」は身近な生活の範囲で、「エリア」は土地利用の特性が共通し、同じ考え方でまちづくりを展開する範囲を念頭において用いている。なお「地域」は出張所単位の行政区分、「地区」は都市計画等の制度を適用している区域を示す。

### ●都市マネジメント

土地利用規制や都市施設、インフラの計画・整備だ

けでなく、管理運営や更新、新たな利活用など、時間軸を意識して都市を運営・経営していくこと。さらに、経済性の追求や生活の質の向上を目指して、「民」の実力・知見をまちづくりに最大限活かしながら、多様なニーズに対応した新しい都市の価値を生み出していくこと。また、こうした取組みの成果を評価し、改善していくこと。

### ●土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の形を整えて住宅利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な場所では、土地の所有者から少しずつ土地を提供してもらい、その土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てることや、その一部を売却して事業資金の一部に充てる事業制度のことも土地区画整理事業という。

## な行

### ●ナイトエコノミー／ナイトタイムエコノミー

18時から翌日朝6時までの活動。まちづくりとしては、地域の状況に応じた夜間の楽しみ方を拡充し、夜ならではの消費活動や魅力を創出することで、経済効果を高めることが目標となる。

### ●ノーマライゼーション（Normalization）

障害のある人もない人も、地域社会で同等に生活し活動する社会を目指す理念。互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていくことが求められている。

## は行

### ●バイオフィリックデザイン（Biophilic Design）

「人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求がある」というバイオフィリアの概念を反映した空間デザインの手法。この概念をオフィスの空間デザインとして反映することにより、「幸福度の向上」、「生産性の向上」、「創造性の向上」が期待できるとされている。

### ●バックボーン

年齢、ライフステージ、ライフスタイル、ワークスタイル、国籍、信仰、価値観、指向性など、まちに住み、滞在し、活動するひとのそれぞれの背景。

### ● バリアフリー／交通バリアフリー基本構想

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。千代田区では、平成 12 年に制定された交通バリアフリー法に基づき、安全で快適な自立した社会生活を営むことのできるまちの早期実現をめざして、平成 15 年に交通バリアフリー基本構想を策定している。一方、平成 18 年に交通を対象とする交通バリアフリー法と建物を対象とするハートビル法が一体となるバリアフリー新法が施行されている。

### ● ヒートアイランド／ヒートアイランド現象

熱の島という意味で、都市の気温が周囲よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に見えることからこのように呼ばれる。

### ● ピクトグラム (Pictogram)

言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とする案内用図記号。日本では製品の種類・寸法や品質・性能、安全性などを定めた国家規格の案内用図記 (JIS) や国際規格 (ISO) もある。

### ● ビッグデータ

従来のシステムでは保管・解析が難しかった巨大なデータ群やその保管・分析の機能・能力。

AI 等の先端技術を活かした分析によって、未来予測や異常の察知、シミュレーション、タイムリーな意思決定などの可能な範囲が格段に広がり、正確になる。まちづくりにおいても、まちの変化・課題を可視化し、適切な意思決定で社会基盤の整備や空間活用・維持管理、社会サービス等を効率化・最適化することで、まちが進化し、都心生活の質の向上につながっていくことが期待されている。

### ● ヒューマンセンタードデザイン

人間中心設計 (Human-Centered Design)。人間をデザインのプロセスの中心に据え、使う人 (ユーザー) が適切で使いやすい商品やサービスの提供を目指す手法。まちづくりの分野においても、空間のデザイン等で意識されるようになってきている。

### ● 複合市街地

住居だけではなく、店舗などの商業機能や文化、交流などの様々な機能が適切に混在して形成されている市街地。

### ● 附置義務駐車場

駐車場法に基づく条例により、一定の地区内において、一定の規模以上の建築物を建築する場合などに設けることが義務付けられている駐車施設。

### ● 復興事前準備

平常時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。区市町村では、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興事前準備に取り組む必要がある。

### ● プラットフォーム (Platform)

住民、就業者、学生などの個人や、企業、大学・研究機関、行政等の組織が連携し、協働する基盤となる場や環境、ネットワークのつながり。

### ● プレイスメイキング

都市の中に、単なるスペースではなく、居心地の良い場所、楽しく過ごせる場所 (プレイス) をつくること。個人の精神的なよりどころとなる場をその人自身が住んでいる地域や関わりのある地域で自ら創出・再生すること。

### ● フロントランナー (Front Runner)

先駆者。先駆けとなって挑戦するひと。新しい分野や領域を切り拓くひと。

### ● 文教地区

特別用途地区の一つで住居系用途地域等において、学校、図書館等の教育文化施設の立地している区域、または良好な文教的環境の保護を図る住宅地等に指定されている区域。

### ● 防災コンソーシアム／防災経済コンソーシアム

個人や企業、教育機関、団体、行政等が防災や、災害に対する事前の備えを充実させ、自助・協力の力を高めるための共同体。防災経済コンソーシアムは、平成 30 年 3 月には経済界の 13 団体で設立されたもので、事業者が効果的な災害リスクマネジメントを実践していくよう事業者にアプローチしていくことを目指している。

## ●ポテンシャル (Potential)

開花する可能性。潜在的な力・将来性。見込み。

### ま行

---

#### ●まちづくりガイドライン

一定の範囲のエリアで、再開発や建物の建替え、まちづくりの各種活動をまちの特性に合わせて望ましい方向に誘導するための指針。民間事業者や地域の人々、行政などが協議会等を設立し、合意形成のもと、連携・協調して、望ましいまちづくりを進めていくための道しるべとなる。法制度上の位置付けはないが、都市計画マスタープランに基づき、地区計画などの都市計画手法と連動して機能するものとして、地域で必要と認められた場合に定められる。

#### ●町割り／町割

一定の範囲の土地に複数の街路を整備して形成されたまちの形態、またはその区画。

#### ●ミクストユース (Mixed-Use)

建物、街区、地区などを多様な用途で複合的に利用すること。様々な用途の空間を混在させることにより、まちで過ごすひとの多様性や仕事・コミュニティの様々な交流が生まれ、ビジネスやまちの新しい価値の創造、地域の活性化につながるといわれている。

#### ●無電柱化／電線類地中化

道路の地下空間を活用して、道路から電柱をなくすこと。方法として電力線や通信線などを道路の下へ収容し表通りから見えないように配線する裏配線などにより行う。

#### ●面的エネルギー

一定の地域全体にエネルギーを供給すること。一定のエリア内で複数の建物を熱道管や電力自営線でつなぎ、全体のエネルギー需要に対して、最適な設備設計と運用制御を行うことで、建物間で電気や熱を融通し合うことができる。これらにより全体の電力需要の変化が緩やかとなり、省エネルギーや二酸化炭素の削減につながると思われる。

#### ●モビリティ／次世代モビリティ／スマートモビリティ／超小型モビリティ

移動手段。次世代モビリティとは、超小型化や自動

運転などの技術革新などで進化した移動手段。ビッグデータやAI等の先端技術やシェアリングなどのサービスの進化と結びつけて、近未来の快適な移動環境を創造する社会実験等の取組みが各地で進んでいる（スマートモビリティ）。超小型モビリティとは、軽自動車の規格を満たす、一般車よりコンパクトで環境負担の少ない1人～2人乗り程度の車両。環境への配慮はもちろん、近距離移動の日常使いや、観光地等の回遊性の向上など効果が期待できる。

### や行

---

#### ●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全てのひとが利用しやすいように配慮した環境・建物・製品等のデザインをするという考え方。

### ら行

---

#### ●ライフステージ／ライフサイクル

ひとが生まれ、学校に通い、成人し、高齢になる過程と年代に伴って変化する生活。結婚、子育て・教育、子どもの独立などの家族の形態によっても変化する。

#### ●リノベーション／エリアリノベーション

大規模な修繕等の工事で、建物の性能を高めたり、用途や意匠を変更したりして、新たな価値を生み出すこと。まちづくりにおいては、これによって新たな生業や交流、賑わいが生まれ、まちの魅力再生や人の活動の活性化につながることを期待されている。また、エリア全体の魅力を再生するために、一定の範囲でリノベーションによる建物の暫定的な活用や遊休地の暫定利用を連続させ、エリアのコンテンツをつくることをエリアリノベーションと呼ぶ。

#### ●リバースモーゲージ

不動産を担保に金融機関から老後の生活資金の融資を受け、借入者の死亡時に当該不動産を処分するなどを行い、債務を一括償還する融資制度。高齢者が自身の資産の有効活用を図りながら、家族形態やライフスタイルに合った住まいへの住替えを行ったり、若い世代や子育て世代のファミリーに適した住宅供給が進むなど、多様な世代がニーズに合った住まいを選択できるようになることが期待されている。

### ●緑化地域制度

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として指定する制度。一定規模以上の敷地面積の建築物の新築・増築を行う際に、敷地面積の一定の割合以上に緑化を義務付ける。維持管理を含めて建築制限となるため、実現性が高い。

### ●緑被面積／緑被率

緑被地の面積。空から地上を見たときに、樹木や草などの植生に覆われた土地を緑被地といい、その面積を測定する。一定の区域の面積に占める緑被面積の割合を緑被率という。

### ●ルーツ (Roots)

起源、由来。まちが形づくられたはじまり。

### ●レガシー (Legacy)

遺産。後世に残し、活用していくまちの資源。東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、開催を通じて形成され、長期にわたり継承・享受できる有形・無形の資源、社会的・経済的・文化的恩恵のことを指している。

## わ行

### ●ワークプレイス (Workplace)

仕事場。高度情報化の進展に伴い、時間や場所の制約を受けることなく、あらゆる場所で柔軟なスタイルで仕事、活動を行える場所として、オフィスとは区別して使われる。

### ●ワーケーション／都市型ワーケーション

ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた言葉で、観光地やリゾート地で休暇をとりながら、テレワークで働くこと。都市型ワーケーションは、平日などに都市または近郊のリフレッシュできる場所で効率よく働いたり、仕事の機会に観光や食事なども楽しんだりすること。地域のひとと交流して地域振興やビジネスの新たなアイデアを生み出していくことも期待される。

## A～Z

### ●AI (Artificial Intelligence)

人工知能。技術革新により、従来のシステムでは保

管・解析が難しかったビッグデータの分析やまちの変化・課題の可視化により、適切な意思決定で社会基盤の整備や空間活用・維持管理、社会サービス等が効率化・最適化され、まちが進化し、都心生活の質（QOL）の向上につながっていくことが期待されている。

### ●ESG (Environment Social Governance) 投資

環境・社会・ガバナンスの観点から企業を分析して行う投資。企業の長期的成長のために、世界的にも判断基準となってきた。特に大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、SDGs とあわせて注目されている。

### ●EV (Electric Vehicle) / PHV (Plug-in Hybrid Vehicle)

電気自動車。PHV は、外部電源から充電ができるタイプのハイブリッド自動車。走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さないことから近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に注目を集めている。また、超小型モビリティとしての普及やシェアリングの拡大、自動運転技術の進展などとあわせて、多様な交通モードが切れ目なくつながる次世代の移動ネットワークの重要な要素となることが期待されている。

### ●ICT (Information Communication Technology)

情報通信技術。まちに配備したセンサーのネットワーク、ビッグデータ、地理空間情報など様々な ICT が、交通、緑や水辺と調和した空間活用、エネルギー、安全安心、資源循環、行政等の複数の分野横断的なパッケージで適用されはじめている。健康増進、住宅等のストック活用など、地域の様々な課題に対応した創造的なまちづくりを展開することが可能となる。

### ●IoT (Internet of Things)

様々なモノがインターネットに接続すること。現実空間のあらゆる情報を AI が解析したデータにより、自動運転、宅配ロボットなどの移動・物流、働き方、スマートハウス、住まいといった生活の質が向上していくことが期待されている。

## ● MaaS (Mobility as a Service)

電車、バス、タクシーのような従来の交通機関や次世代の交通モードが ICT で切れ目なくつながり、移動手段・経路の選択から乗り換え、料金決済などを効率よく便利に行えるようにして、都市の移動を快適にしていく概念。

## ● MICE

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとった造語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

## ● PPR (Potential Public Resource)

まちでうまく使われていない公共の資源。例えば道路や公園などの公共空間をコストをなるべくかけずに、環境整備や改修、利活用を行い、地域にとって魅力ある空間としていくことで、まちの賑わいや魅力向上につなげていくこと。

## ● QOL (Quality Of Life)

日常生活の充実度や満足度による生活の質。千代田区では、交通利便性の高さを活かしながら、住まいやコミュニティ、心地よい居場所、文化、移動、安全・安心、環境など、様々な側面から「質」を高めていくことが求められる。

## ● SDGs (Sustainable Development Goals)

平成 27 (2015) 年に国連が採択した持続可能な開発目標。令和 12 (2030) 年に向けた環境・経済・社会の目標で、17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓い、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとなっている。このうち、目標 11「住み続けられるまちづくりを」では、都市部の居住に対する問題が挙げられ、「包括的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ことを目指している。地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、世界を大きく変える道標である。

## ● Society 5.0

IoT や AI、5G など情報のネットワーク技術の進化・

高度化による革新技術を、産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに応じた社会的課題を解決していこうという新たな社会の考え方。現実空間からの膨大な情報が仮想空間に集積され、ビッグデータを人工知能が解析し、現実空間にフィードバックすることによって、これまでできなかった新たな価値が産業や社会にもたらされ、人間中心の社会が実現すると考えられている。

## ● ZEB/Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

快適な室内環境を実現しつつ、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロを目指した建物。建物の中でひとが活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロとすることはできないが、省エネと使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味 (ネット) でゼロにすることができる。

## ● 3D 都市モデル

地形や建物、街路などのデータや様々な都市活動のデータを結び付けて、3 次元の都市空間を仮想の世界 (サイバー空間) に再現したデータのこと。様々なデータの分析やシミュレーションによって、都市計画の立案や高度なまちづくり、防災、都市サービスの創出などに活用していくことが期待されている。

## ● 5G

第 5 世代移動通信システム。5G の主要性能は超高速、超低遅延、多数同時接続が可能となる。5G を活用することで、IoT による現実世界のビッグデータの蓄積、AI による分析や制御などが可能となり、自動運転やヘルスケア、エネルギー・マネジメントなどのサービスの進化や社会課題の解決、経済活性化が進むことが期待されている。

### あ行

#### ● アダプトシステム

千代田区が管理している道路や公園等の公共施設の一部を地域の方や企業、団体が引き受け、公共施設や花壇の管理、清掃等を通して、環境美化活動をする制度。まちに潤いを与えるとともに、地域の環境美化やコミュニティの活性化を図ることを目的としている。

#### ● 大手町連鎖型都市再生プロジェクト

独立行政法人都市再生機構が、大規模な合同庁舎跡地を取得したことをきっかけに始まった計画。企業の業務活動を中断せず、建物群の更新を図ることを目的とし、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体施行により、連続的に都市機能の更新を進めている。平成 18 年からの第 1 次再開発事業に始まり、現在平成 28 年度～40 年度までの第 4 次再開発事業を行っている。

### か行

#### ● 開発事業に係る住環境整備推進制度

多様な都市機能と住機能とが調和し、居住の場としても魅力あるまちを形成していくために、事業者と区が事前に協議を行い、開発事業にあわせた良質な住宅の供給および良好な住環境の整備の推進を図る制度。平成 4 年度から実施されてきた「住宅付置・開発協力金制度」を改正する形で導入した。平成 28 年 7 月 1 日施行。

#### ● 活力とにぎわいの拠点

平成 29 年 9 月に東京都が策定した「都市づくりのグランドデザイン」の都市像の実現に向け、都市整備を着実に進めていくために設定された地域拠点。

中枢広域拠点域内において、業務商業施設等の集積が中核的な拠点地区より小さく、業務、商業をはじめとする様々な都市活動が展開される鉄道乗車人員の多い駅周辺等とされており、千代田区では、飯田橋、市ヶ谷、御茶ノ水、水道橋、神田がこれに当たる。

#### ● 環境モデル都市

二酸化炭素排出を抑えた持続可能な低炭素社会

の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市。平成 20 年から 25 年の間に全国で千代田区を含めて 25 都市が指定されている。平成 30 年以降は、SDGs 未来都市という制度に発展している。

#### ● 帰宅困難者対策地域協力会

発災時における交通関係情報等の提供、駅や災害時退避場所での広報活動、帰宅困難者受入施設の開設や運営等の支援を行う自主防災組織。

#### ● 景観まちづくり重要物件

千代田区景観まちづくり条例に基づき、指定された景観まちづくり上重要な建造物等。区では、指定された物件の保存等に必要の工事を行う際には、専門家の派遣や工事費の一部を助成するなどの支援を行っている。

・指定物件数（令和 2 年 7 月時点）

建築物等：31 件 37 棟、橋梁：17 件 19 橋

#### ● コミュニティサイクル／シェアサイクル／ちよくる

地区内に複数のサイクルポート（自転車の貸出・返却拠点）を設置し、各サイクルポートにおいて、どこでも借りられ、どこへでも返却できる共有自転車。放置自転車の削減や観光振興、二酸化炭素排出量の削減等様々な効果が期待できるとされており、千代田区では「ちよくる」としてコミュニティサイクル事業が行われている。

### さ行

#### ● 災害対策事業計画

区の災害対策を着実に推進するため、現時点で必要と思われる予防、応急、復興対策までも視野に入れた総合的な事業計画。災害対策としては、防災関係機関で構成される千代田区防災会議が策定する千代田区地域防災計画があり、本計画はこのうち区が主体となって実施する施策をまとめたもの。

また、本計画に基づき、平成 20 年度末に震災後の都市復興の手順を整理した震災対応業務マニュアルを策定した。

## ●自転車利用ガイドライン

千代田区の地域特性を踏まえ、安全で快適な自転車利用の環境づくりを推進するための総合的な指針。平成25年12月策定。

## ●住宅基本計画／千代田区第3次住宅基本計画

平成4年3月に制定された千代田区住宅基本条例をもとに策定された計画。住民の住生活の安定の確保と向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定め、目標達成のために必要な措置を行う内容となっている。千代田区では平成27年10月に千代田区第3次住宅基本計画を策定した。

## ●住宅付置制度／住宅付置・開発協力金制度

平成4年9月～平成28年6月まで施行した住宅量確保のための制度。一定規模以上の建物をつくる際、その規模に応じて住宅床を確保することとし、整備が困難である場合に限り、住宅の付置に代えて協力を金を納付することを定めた。現在は「開発事業に係る住環境整備推進制度」に改正されている。

## た行

### ●耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき定める、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。国土交通大臣の定める基本方針に基づき都道府県が定める「都道府県耐震改修促進計画」と都道府県耐震改修促進計画に基づき区市町村が定める「区市町村耐震改修促進計画」がある。千代田区では「千代田区耐震改修促進計画」を策定している。（令和3年4月に改定予定）

### ●建物倒壊危険度

地震による揺れなどで建物が倒壊する危険性を、構造や築年次等で測定したもの。そのまちにおいて災害発生時に倒壊する建物数を表しており、新たな防火規制や建物の耐震化助成等の地域の選定を行う際に活用される。

### ●地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づき、千代田区防災会議が策定する計画。地震・風水害・その他の災害に関し、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、

災害予防・応急・復旧対策に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、区民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

### ●地区計画／一般型地区計画

都市計画法、建築基準法に基づいて、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るために、地区を単位として、建築または開発行為を規制・誘導するための手法。地区計画では、地区施設の規模・配置、建築物等に関する制限などを定めることができる。

### ●千代田区型地区計画

千代田区独自の住宅供給促進を主な目的とした地区計画。建築物の配置や空地・緑地など公共的空間の整備等と住宅供給を総合的に誘導する内容となっている。

### ●千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

総合的な治水対策のために定めた指導要綱。千代田区内にある公共施設及び民間施設に雨水流出抑制施設を設置することにより、降雨による水害の軽減と防止を図るとともに、あわせて都市環境の向上を図ることを目的としている。

### ●千代田エコシステム（CES）

国際規格であるISO14001をもとに千代田区が独自に構築した、環境配慮行動を促進するための仕組み。「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策の推進を目的として構築。

### ●千代田区基本構想／千代田区第3次基本構想

基本構想は、望ましい千代田区の将来像を描き、これを実現するための施策の道筋を示すもの。千代田区では昭和53年6月に最初の「千代田区基本構想」を策定し、平成4年6月には、人口回復への挑戦と魅力ある都心の形成を基調とする「千代田区新基本構想」を定めた。「千代田区第3次基本構想～千代田新世紀構想～」は、平成13年10月に新たに定められたもので、「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」を将来像としている。

### ●千代田区景観形成マスタープラン

都心の生活に裏打ちされた『良識』をもとに景観まち

づくりに係るそれぞれの立場の人々が共通の言葉と対話をもとに協働して、景観まちづくりを進めるための総合的な計画。平成 10 年 1 月策定。令和 2 年 7 月 1 日に施行された「千代田区景観まちづくり計画」をもって廃止された。

#### ●千代田区景観まちづくり計画

平成 10 年に策定された「千代田区景観形成マスタープラン」を見直し、景観法第 8 条に基づく景観計画として令和 2 年 7 月 1 日に施行された計画。

風格ある都心景観の創造を図り、生き活きとした地域生活の向上、持続可能な地域の繁栄、地域社会の健全な発展を目的に、建築物の新築の際の基準や景観法に基づく制度の運用について定めている。

#### ●千代田区景観まちづくり条例

景観法に基づいた条例。区民等及び事業者が、対話と協働のもとに、江戸及び東京の中心地として歴史的に継承されてきた象徴的で多様な空間を生かし、世界に開かれた国際都心にふさわしい先端性をもった風格ある都心景観を創出し、地域生活の向上、持続可能な地域の反映及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。令和 2 年 3 月に改正された。

#### ●千代田区建築物環境計画書制度／建築物環境事前協議制度（千代田区建築物環境事前協議制度）

事業者に対して建築物に係る二酸化炭素削減の積極的な取り組みと、環境に配慮した建築物の計画推進を促すことを目的とした制度。一定規模以上の建築物の新築・増改築に際し、計画の初期段階から区と事前協議を行う。平成 22 年 10 月から開始し、平成 28 年 10 月に改正した。

#### ●千代田区地球温暖化対策条例

区に関わる全ての人々が将来にわたり、より健康で快適な生活をおくれるようにするとともに、地球全体の環境保全に貢献することを目的とした条例。地球温暖化の防止に関し、地球温暖化対策の基本的な考え方や区や区民、事業者の責務、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を定めている。

#### ●千代田区街づくり方針

昭和 62 年 10 月策定されたまちづくりの方針。定住人口回復、区民生活と都市機能の調和のために目標とする都市像を「多様な人々が経済活動する生活都心、地域特性を生かした文化都心、活気と賑わいのある商業都心、国際的に開かれた情報都心」とした。平成 10 年 3 月策定の千代田区都市計画マスタープランに発展した。

#### ●千代田区緑化推進要綱

千代田区における緑豊かな都市景観の創出と良好な生活環境の保全及び改善を図ることを目的として平成 10 年 10 月に定められた指導要綱。「千代田区緑の基本計画」に基づき、建築物及びその他の施設を設置する際の緑化に関する必要事項を定めている。

#### ●ちよだみらいプロジェクト

「千代田区第 3 次基本構想～千代田新世紀構想～」の実現に向け、区政の課題を明らかにし、その解決の方向性を示した総合的な計画。平成 27 年に策定された。計画期間は平成 27(2015)年度から令和 6(2024)年度までの 10 年間としている。

#### ●東京都市計画 都市計画区域マスタープラン／都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

都市計画法第 6 条の 2 に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。

令和 3 年 3 月に改定され、「未来の東京」戦略ビジョン及び「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえ、地域区分ごとの将来像や主要な都市計画の決定の方針を示している。実現計画の目標年次は、2040 年代。

#### ●都市開発諸制度

公開空地の確保など、公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に役立つ良好な都市開発の誘導を図る制度。再開発等促進区を定める地区計画、高度利用地区、特定街区、総合設計の 4 つの制度のことをいう。

### ●都市づくりのグランドデザイン

2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの。「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略、30 の政策方針、80 の取組みを示している。

### ●都市づくり白書／千代田都市づくり白書

20 年後の都や区のより良い都市づくりの実現に向けて、区と区民、区内の団体、事業者等多様な主体が、都市としての可能性や取り組むべき課題について議論を深めていくための素材として作成されたもの。千代田区の東京都の中での位置づけや歴史、魅力、エリア別のデータ等について記載している。

---

## は行

### ●防災隣組

まちの安全性を高めるため、大都市圏に立地する企業等が、地域住民組織を模して結成した団体。千代田区では町会や自治会をはじめ、PTA、青年会、企業、商店街、学校などの地域内の様々な主体が参加し、協助の活動を意欲的に行う団体として、区長の推薦に基づき東京都知事が認定している。

---

## や行

### ●優先整備路線

平成 28 年に都と区市町村が一体で策定した第 4 次都市計画道路の整備方針に基づき、平成 37 年度までに優先的に整備する都市計画道路の区間。

# 資料編

---

## 1 改定の検討経過

- (1) 主な検討経過
- (2) 千代田区都市計画審議会 委員名簿
- (3) 千代田区都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会 委員名簿

## 2 改定検討の流れ

- (1) 区民等の意向把握・意見聴取、公聴会及び意見交換会の開催
- (2) 区議会への報告等
- (3) 都市計画審議会における報告・審議等
- (4) 都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会における検討等

# 1 改定の検討経過

- 千代田区都市計画マスタープランの改定は、平成 28（2016）年度の現行計画の成果検証作業から着手し、平成 29（2017）年度にかけて、基礎データの整理・分析や改定方針検討など、区主体で検討準備を進めました。
- 平成 30（2018）年度は、千代田区都市計画マスタープランの改定について、区長から千代田区都市計画審議会に諮問、専門的な検討組織として「千代田区都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会」を都市計画審議会の下に設置し、本格的な検討を進めました。年度末には「千代田都市づくり白書」をまとめて公表しました。
- 令和元（2019）年度は、計画改定についての「中間のまとめ」（案）を公表し、意見聴取、公聴会及び意見交換会などの機会を通じて、たくさんのご意見をいただき、計画改定の素案骨子の検討を進めました。
- 令和 2（2020）年度は、オープンハウスなどを通じて地域ごとにきめ細かく意見聴取を行い、「改定素案」を作成して公表しました。意見聴取、公聴会及び意見交換会のほか、東京都や周辺区との調整・修正を経て、令和 3（2021）年 2 月に千代田区都市計画審議会から、都市計画マスタープラン改定についての「答申」を受けました。
- 千代田区は、この答申を基にして「改定案」を作成し、パブリックコメント、公聴会を行いました。いただいた意見を踏まえて、改定案の最終調整を行い、令和 3 年（2021）年〇月に「千代田区都市計画マスタープラン」を改定しました。

※令和 3（2021）年 2 月以降は予定表記

## （1）主な検討経過

平成 28 年度 (2016 年度) ▼ 平成 29 年度 (2017 年度)	改定 検討 準備	○千代田区都市計画マスタープラン〔平成 10 年（1998）3 月〕の成果検証 （分野別まちづくり／地域別構想、都市開発諸制度、関連計画等） ○基礎データの整理・分析 ○改定方針検討 等
平成 30 年度 (2018 年度)	6～8 月	千代田区のまちづくりアンケート調査を実施 （区内在住者／在勤・在学者・まちづくり活動団体）
	6 月	千代田区都市計画審議会へ諮問 「千代田区都市計画マスタープランの改定について」
	7 月	千代田区都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会を設置
	3 月	千代田区都市づくり白書 1. 「本編 都市の特性と魅力」を公表
平成 31 年度 令和 元 年度 (2019 年度)	5 月	千代田区都市づくり白書 2. 「データ・資料編」を公表
	10 月	千代田区都市計画審議会より、 千代田区都市計画マスタープランの改定について「中間のまとめ」（案）を公表
	11 月	「中間のまとめ」に対する意見聴取を実施、公聴会及び意見交換会を開催
令和 2 年度 (2020 年度)	7～8 月	都市計画マスタープラン オープンハウスを開催
	11 月	千代田区都市計画審議会より、 千代田区都市計画マスタープラン「改定素案」を公表
	11～12 月	「改定素案」に対する意見聴取を実施、公聴会及び意見交換会を開催 東京都及び周辺区への意見照会を実施
	2 月	千代田区都市計画審議会より答申 「千代田区都市計画マスタープランの改定について」
※ 2 月以降は 予定を表記	〇月	千代田区より、千代田区都市計画マスタープラン「改定案」を公表
	〇月	「改定案」に対するパブリックコメントを実施、公聴会を開催
	〇月	「千代田区都市計画マスタープラン」改定

## (2) 千代田区都市計画審議会 委員名簿

学識経験者	岸井 隆幸	日本大学特任教授	会長	
	木島 千嘉	神奈川大学・工学院大学等非常勤講師		
	三友 奈々	日本大学助教		
	村木 美貴	千葉大学大学院教授		
	柳沢 厚	都市計画家		
	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授	令和3年1月から	
	保井 美樹	法政大学教授	令和2年12月まで	
	区議会議員	木村 正明		
岩佐 りょう子			令和元年度から	
河合 良郎			令和元年度から	
小枝 すみ子			令和元年度から	
嶋崎 秀彦			令和元年度から	
はやお 恭一			令和元年度から令和2年12月まで	
内田 直之			平成30年度	
大串 ひろやす			平成30年度	
小林 たかや			平成30年度	
寺沢 文子			平成30年度	
林 則行			平成30年度	
区民	関 茂晴	神田練塀町		
	細木 博己	神田小川町		
	山田 ちひろ	神田須田町		
	三浦 裕介	麴町	令和元年度から	
	諸 享	麴町	令和2年度から	
	中原 秀人	一番町	令和2年度から	
	岩本 亜希子	平河町	令和元年度まで	
	田熊 清徳	内神田二丁目	令和元年度まで	
	鈴木 永里名	二番町	平成30年12月まで	
	関係 行政機関等	小山内 勇	麴町警察署長	令和2年度から
上野 良夫			令和元年度	
松澤 誠			平成30年度	
久保田 幸雄		麴町消防署長	令和3年1月から	
藤木 正治			令和元年度から令和2年10月まで	
國府田 洋明			平成30年度	
臨時委員 (幹事)	池邊 このみ	千葉大学大学院教授		
	細越 正明	政策経営部長	令和2年度から	
	清水 章		令和元年度まで	
	小川 賢太郎	環境まちづくり部長	令和2年度から	
	松本 博之		令和元年度	
	保科 彰吾		平成30年度	
	加島 津世志	まちづくり担当部長	令和2年度から	
	大森 幹夫		令和元年度まで	
	(事務局)	環境まちづくり部	景観・都市計画課	

(敬称略)

### (3) 千代田区都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会 委員名簿

(専門分野)

部会長	池邊 このみ	千葉大学教授	都市緑地学、都市緑地計画学、緑地創 成論、緑地デザイン学
副部会長	小澤 一郎	(公財) 都市づくりパブリックデザインセンター顧問	都市計画、環境・エネルギー
	伊藤 香織	東京理科大学教授	都市デザイン、空間情報科学
	中村 英夫	日本大学教授	都市計画、土木計画学・交通工学
	中村 政人	東京藝術大学教授	文化・芸術、リノベーション
	橋本 美芽	東京都立大学大学院准教授	住環境整備学、医療・福祉工学、リハビリ テーション工学、建築計画学、バリアフリ ー、ユニバーサルデザイン
	福井 恒明	法政大学教授	景観工学、都市景観、景観行政、社会 基盤構造物・空間デザイン
	三友 奈々	日本大学助教	環境デザイン学、公共空間デザイン、プレイ スメイキング
	村上 公哉	芝浦工業大学教授	地域環境システム計画、環境マネジメント システム
	村木 美貴	千葉大学大学院教授	都市計画、都市計画マスタープラン、広域 都市計画、低炭素型都市づくり

(敬称略)

## 2 改定検討の流れ

年度・月	区民等	区議会	都市計画審議会	改定検討部会	
平成 30 年度 (2018 年度)	6月	千代田区のまちづくりアンケート調査	諮問	要 綱	
	7月		平成 30 年度第 1 回	第 1 回	
	8月		フロントランナー・ヒアリング	▼	第 2 回
	9月				
10月	▼	平成 30 年度第 2 回	▼	第 3 回	
11月	▼	▼	▼	▼	第 3 回
12月	▼	▼	平成 30 年度第 3 回	▼	▼
1月	▼	▼	▼	▼	▼
2月	▼	▼	▼	▼	第 4 回
3月	▼	▼	平成 30 年度第 4 回	▼	▼
平成 31 年度	4月	▼	▼	▼	▼
令和 元 年度 (2019 年度)	5月	▼	▼	▼	▼
	6月	トークセッション 「都心千代田のまち・未来トーク」	景観・まちづくり 特別委員会	▼	第 5 回
	7月	▼	▼	令和元年度第 1 回	▼
	8月	▼	▼	▼	▼
9月	▼	▼	▼	▼	第 6 回
10月	▼	景観・まちづくり 特別委員会	令和元年度第 2 回	▼	▼
11月	千代田区都市計画マスタープランの改定について「中間のまとめ」(案)公表				▼
	「中間のまとめ」に対する意見聴取 公聴会及び意見交換会	▼	▼	▼	第 7 回
12月	▼	景観・まちづくり 特別委員会	令和元年度第 3 回	▼	▼
1月	▼	景観・まちづくり 特別委員会	令和元年度第 4 回	▼	▼
2月	▼	▼	▼	▼	第 8 回
3月	▼	景観・まちづくり 特別委員会	令和元年度第 5 回	▼	▼
令和 2 年度 (2020 年度)	4月	▼	▼	▼	▼
5月	▼	▼	▼	▼	▼
6月	▼	景観・まちづくり 特別委員会	▼	▼	▼
7月	千代田区都市計画マスタープラン 改定に向けたクロストーク	▼	令和 2 年度第 1 回	▼	▼
8月	都市計画マスタープラン オープンハウス、アンケート調査	▼	▼	▼	▼
9月	▼	▼	▼	▼	第 9 回
10月	▼	景観・まちづくり 特別委員会	令和 2 年度第 2 回	▼	▼
11月	千代田区都市計画マスタープラン「改定素案」公表				▼
	ウィズコロナ・アフターコロナにおける まちづくりを考えるアイデアソン	景観・まちづくり 特別委員会	▼	▼	▼
12月	「改定素案」に対する意見聴取 公聴会及び意見交換会	景観・まちづくり 特別委員会	▼	▼	第 10 回
1月	▼	▼	令和 2 年度第 3 回	▼	▼
2月	▼	▼	令和 2 年度第 4 回	▼	▼
	千代田区都市計画マスタープラン「改定案」公表				▼
○月	「改定案」に対するパブリックコメント 公聴会	▼	答 申	▼	▼
<b>千代田区都市計画マスタープラン 改定</b>					

※ 2月以降は  
予定を表記

## (1) 区民等の意向把握・意見聴取、公聴会及び意見交換会の開催

### ① 区民等の意向把握・意見聴取の概要

平成 30 年度 (2018 年度)

#### ■千代田区のまちづくりアンケート調査

##### 区内在住者

調査地域：千代田区内  
調査対象：20 歳以上の区内在住者 2,000 名  
調査方法：郵送配布、郵送回収  
調査期間：平成 30 (2018) 年 6 月 29 日～7 月 13 日  
回収数：610 名 (回収率 30.5%)  
調査項目：居住形態、日常利用する駅・交通手段、転入理由、定住意向、まちの魅力、今後も住み続けたいと感じる条件、20 年後に備えておくべき千代田区の魅力、区外のよく行くまち、区内のお気に入りの場所・好ましくない場所等

##### 区内在勤・在学者

調査地域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県  
調査対象：千代田区に在勤・在学する 20 歳以上の男女 (web 調査会社の登録モニターより抽出)  
調査方法：インターネットによるアンケート調査 (web アンケート調査)  
調査期間：平成 30 (2018) 年 6 月 29 日～7 月 13 日  
回収数：2,043 名  
調査項目：通勤通学で利用する交通手段、最もよく利用する駅、千代田区の魅力、区内で行っている地域活動、仕事や学校以外の過ごし方、20 年後に備えておくべき千代田区の魅力、区外のよく行くまち、区内のお気に入りの場所・好ましくない場所等

##### 地域活動団体

調査地域：千代田区内  
調査対象：千代田区内でまちづくりに取り組む団体 (公益財団法人まちみらい千代田が把握しているまちづくり活動団体)  
調査方法：公益財団法人まちみらい千代田の協力を得て調査票送付 (メール送信)、メール・ファクシミリで回収  
調査期間：平成 30 (2018) 年 6 月 29 日～7 月 13 日  
回収数：7 団体  
調査項目：団体が考える千代田区の魅力や、暮らし・活動の価値観・展望、千代田区の魅力・可能性、活動を充実・発展・継続させていくための課題、活用してみたい区内の公共施設・公共空間・オープンスペース、新たに取り組みたい活動、20 年後に備えておくべき千代田区の魅力等

#### ■フロントランナー・ヒアリング

##### キーワード：リノベーション

プラットフォームサービス株式会社 田辺 恵一郎氏  
日時：平成 30 (2018) 年 8 月 27 日  
場所：ちよだプラットフォームスクエア (視察：錦町ブンカイサン)

##### キーワード：シェアリングエコノミー

一般社団法人 シェアリングエコノミー協会、内閣官房シェアリングエコノミー伝道師  
佐別当 隆志氏、簀口 恵美氏 (株式会社ガイアックス)  
日時：平成 30 (2018) 年 9 月 3 日  
場所：永田町グリッド

##### キーワード：今後のまちのあり方・リノベーションのまちづくり

株式会社オープン・イー 馬場 正尊氏  
日時：平成 30 (2018) 年 9 月 21 日  
場所：株式会社オープン・イー本社

令和元年度（2019年度）

■トークセッション「都心千代田のまち・未来トーク」

都市を知る最先端の研究者、都心千代田のライフスタイルを楽しみ、まちづくりで活躍する区民が千代田のまちの明日を語るトークセッション

○ゲストスピーカーによるショートプレゼンテーションとフリートーク

テーマ：「都心千代田区のポテンシャルと未来」

日時：令和元（2019）年6月11日

場所：千代田区役所8階委員会室

ゲストスピーカー：

村木 美貴（千葉大学教授）  
福井 恒明（法政大学教授）  
田熊 清徳（内神田鎌倉町会 副会長）  
香取 章子（一般財団法人ちよだニヤンとなる会 代表理事）

参加者：区民在住、在勤者の一般応募者40名

令和2年度（2020年度）

■千代田区都市計画マスタープラン改定に向けたクロストーク

ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくり

○神田公園・和泉橋編 日時：令和2（2020）年7月22日

鼎談者：

中島 伸（神田警察通り沿道整備推進協議会検討部会長、東京都市大学准教授）  
三谷 八寿子（神田警察通り沿道整備推進協議会検討部会委員、東京電機大学大学院非常勤講師）  
田熊 清徳（千代田区緑の基本計画改定検討委員会委員）

○大手町・丸の内・有楽町編 日時：令和2（2020）年7月27日

鼎談者：

横張 真（千代田区緑の基本計画検討委員会委員長、東京大学大学院教授）  
村木 美貴（千代田区都市計画審議会委員、千葉大学大学院教授）  
重松 眞理子（大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会・景観まちづくり審議会委員）

○神保町・万世橋・和泉橋編 日時：令和2（2020）年7月31日

鼎談者：

中村 政人（都市計画マスタープラン改定検討部会委員、東京藝術大学教授）  
伊藤 香織（都市計画マスタープラン改定検討部会委員、千代田区景観まちづくり審議会委員、東京理科大学教授）  
山本 俊行（千代田区民生委員児童委員、秋葉原タウンマネジメント株式会社取締役）

○飯田橋・富士見編 日時：令和2（2020）年8月17日

鼎談者：

福井 恒明（都市計画マスタープラン改定検討部会委員、千代田区景観アドバイザー、法政大学教授）  
伊藤 香織（都市計画マスタープラン改定検討部会委員、千代田区景観まちづくり審議会委員、東京理科大学教授）  
吉田 珠美（三輪田学園中学校・高等学校校長）

○麴町・番町編 日時：令和2（2020）年8月17日

鼎談者：

福井 恒明（都市計画マスタープラン改定検討部会委員、千代田区景観アドバイザー、法政大学教授）  
伊藤 香織（都市計画マスタープラン改定検討部会委員、千代田区景観まちづくり審議会委員、東京理科大学教授）  
茂木 潤一（茂木本家美術館館長）

（敬称略）

## ■都市計画マスタープラン オープンハウス、アンケート調査

### ○パネル展示：地域別のまちづくりの成果・基礎データ集

地域の歴史・概況／東京都・周辺区等での位置づけ／まちの魅力をかたちつくる要素／人口等の動向／土地利用／建物利用／まちの緑／まちの声／テーマ別まちづくりから地域別まちづくりへの展開／策定スケジュール（予定）／広報媒体等

開催日	対象地域	会場	参加者数	
7月 30・31日	神田公園地域	神田公園出張所	71人	
8月	3・4日	大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	3×3Lab Future サロン	25人
	5・6日	和泉橋地域	和泉橋出張所	21人
	18・19日	万世橋地域	万世橋出張所	30人
	20・21日	飯田橋・富士見地域	富士見出張所	40人
	24・25日	神保町地域	神保町出張所	33人
	26・27日	麹町・番町地域	麹町出張所	146人
	29日	全地域	区民ホール	44人
<b>(合計)</b>			<b>410人</b>	

### ○アンケート調査

調査対象：オープンハウス参加者（410名）

調査方法：オープンハウス各会場にて配布

回答数：318（回収率約77.6%）

調査項目：オープンハウスを知ったきっかけ、参加の理由、感想  
：地域が持つべき魅力・価値、その他意見・要望

## ■ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソン

### ○生徒・学生の目線のアイデア検討

新型コロナ危機をもたらすニューノーマルを背景に多くの生活変化を受けている生徒・学生の目線から、道路・公園・水辺など、まちの既存ストックの利活用を検討

日時：令和2（2020）年11月28日

開催方法：オンライン（Zoom）

参加者：区内在住・在学の中学生～大学生 8名

講師：杉崎 和久（法政大学大学院公共政策研究科教授）

（敬称略）

②改定についての案に対する意見聴取・パブリックコメント、公聴会及び意見交換会の概要

令和元年度（2019年度）

■「中間のまとめ」（案）に対する意見聴取

募集期間：令和元（2019）年11月5～26日  
 募集方法：直接持参、郵送、ファクス、電子メール  
 周知方法：広報千代田11月5日号掲載、区ホームページ等、Facebook、区役所2階区政情報コーナー、各出張所、町内掲示板50箇所、まちみらい千代田を通じた分譲マンションの管理組合への配布、各出張所連合町会長会議  
 提出者：72人  
 意見数：286件（延べ件数）

■「中間のまとめ」（案）についての公聴会及び意見交換会

公述募集期間：令和元（2019）年11月5～18日  
 募集方法：直接持参、郵送、ファクス、電子メール  
 周知方法：意見聴取と同様  
 参加者数：147人  
 意見交換数：35件（延べ件数）  
 公述人：11人  
 会場別実績：下表

開催日	対象地域	会場	参加者数	意見数 (延べ)	公述人	
11月	21日	大丸有地域	日比谷図書文化館	27人	12件	0人
	22日	麴町地域	いきいきプラザ一番町	82人	11件	6人
	23日	神田地域	岩本町ほほえみプラザ	38名	12件	5人

令和2年度（2021年度）

■「改定素案」に対する意見聴取

募集期間：令和2（2020）年11月5日～12月3日  
 募集方法：直接持参、郵送、ファクス、電子メール  
 周知方法：広報千代田 11月5日号掲載、区ホームページ等、Facebook、区役所2階区政情報コーナー、各出張所、町内掲示板、まちみらい千代田を通じた分譲マンションの管理組合への配布、各出張所連合町会長会議  
 提出者：36人  
 意見数：108件（延べ件数）

■「改定素案」についての公聴会及び意見交換会

公述募集期間：令和2（2020）年11月5～18日  
 募集方法：直接持参、郵送、ファクス、電子メール  
 周知方法：意見聴取と同様  
 参加者数：136人  
 意見交換数：50件（延べ件数）  
 公述人：16人  
 会場別実績：下表

開催日	対象地域	会場	参加者数	意見数(延べ)	公述人	
11月	25日	神保町地域	神保町出張所	11人	10件	2人
	26日	麴町・番町	麴町中学校	79人	12件	6人
	27日	神田公園地域	神田公園出張所	20人	8件	5人
	30日	飯田橋・富士見地域	富士見出張所	8人	9件	0人
12月	1日	和泉橋地域	ちよだパークサイドプラザ	10人	5件	1人
	2日	万世橋地域	万世橋出張所	8人	6件	2人
	3日	大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	日比谷図書文化館	0人	0件	0人

■「改定案」に対するパブリックコメント

予定

募集期間：令和3（2021）年〇月XX日～XX日  
 募集方法：直接持参、郵送、ファクス、電子メール  
 周知方法：広報千代田 XX月X日号掲載、区ホームページ等、Facebook、区役所2階区政情報コーナー、各出張所、町内掲示板、まちみらい千代田を通じた分譲マンションの管理組合への配布、各出張所連合町会長会議  
 提出者：XXX人  
 意見数：XXX件（延べ件数）

■「改定案」についての公聴会

予定

公述募集期間：令和3（2021）年〇月XX日～XX日  
 募集方法：直接持参、郵送、ファクス、電子メール  
 周知方法：意見聴取と同様  
 参加者数：XXX人  
 意見交換数：XXX件（延べ件数）  
 公述人：XXX人  
 会場別実績：

開催日	対象地域	会場	参加者数	意見数(延べ)	公述人
〇月	XX日	麴町・番町地域	〇〇〇〇〇〇	XX件	X人
	XX日	飯田橋・富士見地域	〇〇〇〇〇〇	XX件	X人
	XX日	神保町地域	〇〇〇〇〇〇	XX件	X人
	XX日	神田公園地域	〇〇〇〇〇〇	XX件	X人
	XX日	万世橋地域	〇〇〇〇〇〇	XX件	X人
	XX日	和泉橋地域	〇〇〇〇〇〇	XX件	X人
	XX日	大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	〇〇〇〇〇〇	XX件	X人

## (2) 区議会への報告等

### ■千代田区議会 景観・まちづくり特別委員会

年度	月日	主な報告事項等
令和元年度 (2019年度)	6月 25日	○千代田区都市計画マスタープランの改定について
	10月 11日	○千代田区都市計画マスタープランの改定状況について
	12月 4日	○千代田区都市計画マスタープラン中間のまとめに対する意見聴取・公聴会及び意見交換会の結果概要について
	1月 16日	○千代田区都市計画マスタープラン中間のまとめに対する意見概要及び対応の方向性について
	3月 19日	○千代田区都市計画マスタープランの改定状況について
令和2年度 (2021年度)	6月 17日	○千代田区都市計画マスタープランの改定状況について
	10月 1日	○千代田区都市計画マスタープランの改定状況について
	11月 17日	○千代田区都市計画マスタープランの改定状況について
	12月 25日	○千代田区都市計画マスタープラン改定素案に対する意見聴取・公聴会及び意見交換会の結果概要について ○千代田区都市計画マスタープラン改定素案に対する意見概要及び対応の方向性について

### (3) 都市計画審議会における報告・審議等

#### 【諮問】平成30年度第1回千代田区都市計画審議会への諮問について

(30千環景都収第164号/平成30(2018)年6月25日)

【諮問事項】都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する千代田区の「都市計画に関する基本的な方針(千代田区都市計画マスタープラン)」の改定について

年度	月日	主な議題
平成30年度 (2018年度)	7月10日	平成30年度第1回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○諮問
	10月9日	平成30年度第2回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○(仮称)千代田区都市づくり白書構成案(骨子) ○改定に向けた区民参画の考え方
	12月11日	平成30年度第3回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○(仮称)千代田区都市づくり白書案 ○都市計画マスタープランの改定に向けて優先的に検討する事項
	3月12日	平成30年度第4回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○千代田区都市づくり白書 ○改定計画の基本構成と改定のポイント(たたき台)
令和元年度 (2019年度)	7月9日	令和元年度第1回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○千代田区都市計画マスタープランの改定について(中間のまとめ)たたき台
	10月28日	令和元年度第2回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○千代田区都市計画マスタープランの改定について(中間のまとめ(案))
	12月10日	令和元年度第3回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○「中間のまとめ」に対する意見聴取・公聴会及び意見交換会の結果概要 ○意見聴取における意見、公聴会における公述内容への対応の構成(案)
	1月24日	令和元年度第4回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○「中間のまとめ」に対する意見概要及び対応の方向性 ○千代田区都市計画マスタープラン「改定素案骨子」(案)
	3月10日	令和元年度第5回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○千代田区都市計画マスタープラン「改定素案骨子」(案)
令和2年度 (2020年度)	7月7日	令和2年度第1回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○千代田区都市計画マスタープラン「改定素案(案)」(序章~3章、5章) ○千代田区都市計画マスタープラン「改定素案骨子(案)」(4章)
	10月13日	令和2年度第2回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○都市計画マスタープランの改定に向けたオープンハウスの結果 ○千代田区都市計画マスタープラン「改定素案」(案) ○「改定素案」の意見聴取 ○ウィズ・アフターコロナを踏まえたまちづくりの論点
	1月15日	令和2年度第3回【報告】千代田区都市計画マスタープランの改定について ○「改定素案」に対する意見概要及び対応の方向性 ○千代田区都市計画マスタープラン「答申案」
	2月8日	令和2年度第4回 千代田区都市計画マスタープランの答申について

#### (4) 都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会における検討等

##### 設置：千代田区都市計画審議会都市計画マスタープラン改定検討部会設置要綱

(30 千環景都発第 24 号／平成 30 (2018) 年 6 月 12 日)

年度	月日	主な議題
平成 30 年度 (2018 年度)	7 月 20 日	<b>第 1 回</b> ○委嘱状交付 ○改定の基本的な考え方、検討体制、スケジュールについて ○改定の検討に向けた成果検証について
	9 月 19 日	<b>第 2 回</b> ○(仮称)千代田区都市づくり白書構成案(骨子)について ○改定に向けた区民参画の考え方について
	11 月 21 日	<b>第 3 回</b> ○(仮称)千代田区都市づくり白書案について ○都市計画マスタープランの改定に向けて優先的に検討する事項について
	2 月 20 日	<b>第 4 回(社会基盤整備・市街地機能更新部会／文化・資源・地域経営部会)</b> ○(仮称)千代田区都市づくり白書案について ○千代田区における都市づくりの主な論点・テーマについて ○都市計画マスタープラン改定イメージ(全体構想・分野別構想等)について
令和 元 年度 (2019 年度)	6 月 14 日	<b>第 5 回</b> ○千代田区都市計画マスタープランの改定について(中間のまとめ骨子)
	9 月 30 日	<b>第 6 回</b> ○千代田区都市計画マスタープランの改定について(中間のまとめ(案)) ○千代田区都市計画審議会における意見聴取について
	11 月 28 日	<b>第 7 回(社会基盤整備・市街地機能更新部会／文化・資源・地域経営部会)</b> ○分野別まちづくり等の素案検討について
	2 月 18 日	<b>第 8 回</b> ○「中間のまとめ」に対する意見概要及び対応の方向性について ○千代田区都市計画マスタープラン『改定素案骨子』(案)について
令和 2 年度 (2020 年度)	9 月 11 日	<b>第 9 回</b> ○千代田区都市計画マスタープラン『改定素案』(案)について
	12 月 21 日	<b>第 10 回</b> ○『改定素案』に対する意見概要及び対応の方向性について ○千代田区都市計画マスタープラン『答申案』(案)について

